

工場立地法届出の手引き及び届出 書（記載例）、参考資料

築上町 産業課 商工係

目次

1	工場立地法の概要	p. 3
2	届出対象の工場又は特定工場	p. 3
3	届出の時期	p. 3
4	実施の制限	p. 3
5	届出の流れ	p. 4
6	届出が必要な場合	p. 6
7	届出書類の一覧	p. 7
8	届出書・添付書類等	p. 8

1 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境保全を図りつつ適切に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。工場立地法に定める業種でかつ一定規模以上の工場を「特定工場」といい、その設置や変更に関しては、事前の届出が必要です。

なお、築上町では、工場立地法第4条の2第1項に基づき、町内に立地する特定工場の緑地面積率（緑地面積の敷地面積に対する割合）等について、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代わる準則（築上町工場立地法準則条例）を制定し、築上町独自の基準を制定しています。

2 届出対象の工場又は特定工場

次の業種及び規模の両方に該当するものが、工場立地法に基づく届出が必要な工場等（特定工場）となります。

【業種】製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所を除く）

【規模】敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上（水平投影面積）

3 届出の時期

（1）新設又は変更に係る届出

工事に着手しようとする日の91日前まで、（なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、その期間を最大11日前までに短縮可能。）

（2）その他（氏名等の変更、地位の承継など）

氏名（社名・工場名）等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止のあった日以降遅延なく。

4 実施の制限

法第11条により、届出は受理された日から90日間は、原則として工事に着手してはならないこととなっています。【実施の制限】

なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を10日間に短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。

【参考】工事開始の時点

① 新設の場合で敷地の造成工事を伴うものは、その造成工事の着手の時点とします。

なお、造成工事を伴わない場合は、建築物や緑地等の設置工事の中で、最初の工事の着手の時点とします。

② 変更の場合で変更の工事を伴うものは、その一連の工事の着手の時点とします。

例えば、最初に緑地の撤去を行う場合は、その時点とします。

③ 変更の工事を伴わない場合で土地の売買により敷地面積の増加又は減少がある場合は、原則として移転登記の日を変更の時点とします。

④ 製品の変更を行う場合は、製品の変更する日を変更の時点とします。

※実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従うので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。

5 届出の流れ

①事前相談・協議（計画の概要について、届出者の希望により、任意の事前相談）

②届出（受理）

③届出内容の審査

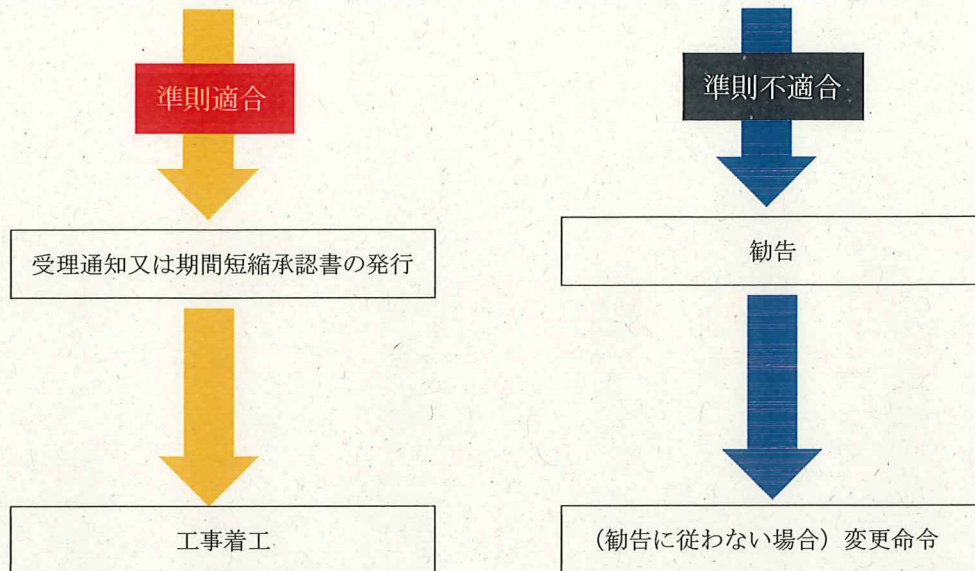
1 敷地面積に対する生産面積率

業種区分		敷地面積に対する 生産施設の面積率
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く）	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く）	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

2 敷地面積に対する緑地及び環境施設面積率

地域	緑地の割合	環境施設の割合 （緑地を含む）
都市計画法第8条第1項第1号の用途地域	20%	25% ※ 敷地周辺に15%以上
上記以外	5%	10% ※ 敷地周辺に10%以上

- 3 緑地及び環境施設の配置
4 工場周辺の土地利用状況



6 届出が必要な場合

項目	届出の種類	法条文
新設	① 特定工場の新設（特定工場ではない既存の工場等が敷地面積等の拡大を行い、届出対象の特定工場となった場合を含む）	法 6 条第 1 項
変更	② 昭和 49 年 6 月 28 日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和 49 年 6 月 29 日以後最初に行う変更	一部改正法附則第 3 条第 1 項
	③ 施行令第 1 条、第 2 条の改廃時にその改廃より新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更	法第 7 条第 1 項
	④ ①②③の届出をした者が、その後次の（ア）～（エ）の変更を行う場合（軽微な変更※1を除く） （ア）製品の変更（日本標準産業分類の中の分類変更） （イ）敷地面積の変更 （ウ）生産施設面積の変更 （エ）緑地又は環境施設の変更	法第 8 条第 1 項
	⑤ 届出工場又は本社の氏名（社名・工場名）、住所に変更があった場合（但し、代表者の変更は届出不要）	法第 12 条第 1 項
その他	⑥ 譲渡、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継	法第 13 条第 3 項
	⑦ 特定工場を廃止する場合	—

※1 軽微な変更

- ①生産施設、緑地又は緑地を除く環境施設の面積、並びに緑地又は緑地を除く環境施設の配置の変更を伴わない、当該特定工場の建築面積の変更
- ②特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m²未満のもの
- ③特定工場に係る生産施設の撤去
- ④特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼす恐れがないものに限る）
- ⑥特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が 10 m²以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る）

7 届出書類の一覧

(1) 新設又は変更に係る届出

No.	届出書類の名称		備考	新設	変更	既存工場が最初に行う変更
1	特定工場新設(変更)届出	様式1	どちらかを提出	○	○	○
	特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書	様式2		○	○	○
2	特定工場の新設(変更)趣旨説明書	様式3		○	○	○
3	事業概要説明書	様式4		○	○	○
4	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	様式5		○	○	○
5	特定工場用地利用状況説明書	様式6		○	○	○
6	特定工場の新設等のための工事の日程	様式7		○	○	○
7	特定工場における生産施設の面積	別紙1		○	○	○
8	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2		○	○	○
9	特定工場における緑地面積及び配置明細表	別紙2-1				
10	特定工場における緑地以外の環境施設及び配置明細表	別紙2-2				
11	準則計算書(新規)	別添1		△	△	△
12	準則計算書(既存工場)	別添2		△	△	△
13	業種別生産施設面積整理表	別添3		△	△	△
14	準則計算推移表	別添4		○	○	○
15	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	該当工業団地なし				
16	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置					

(2) その他（氏名等の変更、地位の承継など）

No.	届出書類の名称		氏名（名称、住所）変更	工場の承継	工場の廃止
17	氏名（名称、住所）変更届出書	様式 8	○	×	×
18	特定工場承継届出書	様式 9	×	○	×
19	特定工場廃止届出書	様式 10	×	×	○

○・・・提出要 ×・・・提出不要 △・・・場合に応じる

8 届出書・添付書類等

7 の様式 17～19 及び参考資料として、業種別生産施設面積率一覧表、業種別既存生産施設用敷地計算係数一覧表を添付。

様式1

特定工場新設(変更)届出

令和 年 月 日

築上町長 様

【届出者】

会 社 名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____

担 当 者 _____

連 絡 先 _____ () _____

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒 _____	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)		
3	特定工場の敷地面積	(変更前) m ²	(変更後) m ²
4	特定工場の建築面積	(変更前) m ²	(変更後) m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整 理 番 号	※ 備 考	
※	受 理 年 月 日		
※	審 査 結 果		

備考

- 届出者及び太枠内を記載してください。(※印の欄には、記載しないでください。)
- 緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び建築物屋上等緑地施設はそれ以外の緑地と区別して記載してください。

様式1

特定工場新設(変更)届出

記載例

築上町長 様

(1)

令和

年

月

日

【届出者】

(2)

(3)

会 社 名

住 所

代 表 者 名

担 当 者

連 絡 先

()

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	(4) 食パン、菓子パン (0971 パン製造業)	
3	特定工場の敷地面積	(変更前) 22,156 m ²	(変更後) 22,156 m ²
4	特定工場の建築面積	(変更前) 8,562 m ²	(変更後) 9,520 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	(6) 別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	(6) 別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	(7)
※	整 理 番 号	※ 備 考	
※	受 理 年 月 日		
※	審 査 結 果		

備考

- 届出者及び太枠内を記載してください。(※印の欄には、記載しないでください。)
- 緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び建築物屋上等緑地施設はそれ以外の緑地と区別して記載してください。

- (1) 「新設」または「変更」の該当するほうに下線を引いてください。
- (2) 届出日(提出日)を記入してください。なお、届出が受理されてから10日を経過した後でなければ、原則として工事(造成工事を含む)に着手することは出来ません。(様式1で提出した場合は90日)
- (3) 本社情報を記載してください。(代表者は本社の代表者であり、工場長等は不可)
- (4) 製品のほか、日本産業分類の細分類を()書きで記載してください。
- (5) 敷地面積、建築面積は、**小数点以下を切り捨て**てください。
(建築面積は水平投影面積であり、延床面積ではありません。)
- (6) 別図として「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」を添付してください。
- (7) 届出日から10日を経過日以降の日付が必要となります。(様式1で届出した場合は、90日)
なお、敷地の増減のみの変更の場合は、「造成工事等の欄」に、日付を記入してください。
(実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従いますので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。)

様式2

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書

令和 年 月 日

築上町長 様

【届出者】

会 社 名

住 所

代 表 者 名

担 当 者

連 絡 先

()

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)		
3	特定工場の敷地面積	(変更前) m ²	(変更後) m ²
4	特定工場の建築面積	(変更前) m ²	(変更後) m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整 理 番 号	※ 備 考	
※	受 理 年 月 日		
※	審 査 結 果		

備考

- 届出者及び太枠内を記載してください。(※印の欄には、記載しないでください。)
- 緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び建築物屋上等緑地施設はそれ以外の緑地と区別して記載してください。

様式2

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書

記載例

(1)

令和 年 月 日

築上町長 様

【届出者】

(2)

(3)

会 社 名

住 所

代 表 者 名

担 当 者

連 絡 先

()

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	(4) 食パン、菓子パン (0971 パン製造業)	
3	特定工場の敷地面積	(変更前) 22,156 m ²	(変更後) 22,156 m ²
4	特定工場の建築面積	(変更前) 8,562 m ²	(変更後) 9,520 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	(6) 別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	(6) 別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	(7)
※	整 理 番 号	※ 備 考	
※	受 理 年 月 日		
※	審 査 結 果		

備考

- 届出者及び太枠内を記載してください。(※印の欄には、記載しないでください。)
- 緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び建築物屋上等緑地施設はそれ以外の緑地と区別して記載してください。

- (1) 「新設」または「変更」の該当するほうに下線を引いてください。
- (2) 届出日(提出日)を記入してください。なお、届出が受理されてから10日を経過した後でなければ、原則として工事(造成工事を含む)に着手することは出来ません。(様式1で提出した場合は90日)
- (3) 本社情報を記載してください。(代表者は本社の代表者であり、工場長等は不可)
- (4) 製品のほか、日本産業分類の細分類を()書きで記載してください。
- (5) 敷地面積、建築面積は、**小数点以下を切り捨て**てください。
(建築面積は水平投影面積であり、延床面積ではありません。)
- (6) 別図として「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」を添付してください。
- (7) 届出日から10日を経過日以降の日付が必要となります。(様式1で届出した場合は、90日)
なお、敷地の増減のみの変更の場合は、「造成工事等の欄」に、日付を記入してください。
(実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従いますので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。)

様式3

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1 会社概要

届出工場		本社(届出工場と異なる場合)	
(フリガナ)		(フリガナ)	
会社名		会社名	
郵便番号	〒	郵便番号	〒
住所		住所	

設備投資予定額 (百万円)	総額	
	環境施設	
	生産施設・建築物	
	その他	
	用地費	

2 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例による区域区分
(該当する地域に○印をつけてください。)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域(以下「対象区域」という。)	

3 新設(変更)の内容

(各施設の単位を標準にして該当するものに✓をつけてください。)

敷地	☐ 新設	☐ 増	☐ 減
生産施設	☐ 新設	☐ 増設(築)	☐ 改築(☐ 全部・ ☐ 一部) ☐ 撤去(☐ 全部・ ☐ 一部)
緑地	☐ 新設	☐ 増設	☐ 配置換え ☐ 撤去(☐ 全部・ ☐ 一部)
緑地以外の環境施設	☐ 新設	☐ 増設	☐ 配置換え ☐ 撤去(☐ 全部・ ☐ 一部)

4 新設(変更)の趣旨説明

(1)理由

--

(2)変更内容

単位: m²

	変更前	変更後	増加	減少
生産施設				
緑地				
緑地以外の環境施設				
敷地面積				
建築面積				

様式3

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

記載例

1 会社概要

届出工場		本社(届出工場と異なる場合)	
(フリガナ)	〇〇ショクビン(カ) シイダコウジョウ	(フリガナ)	〇〇ショクビン カ
会社名	〇〇食品(株) 椎田工場	会社名	〇〇食品 株式会社
郵便番号	〒829-0000	郵便番号	〒000-0000
住所	築上町大字椎田●●番地●	住所	福岡市博多区〇〇・・・

設備投資予定額 (百万円)	総額	750
	環境施設	10
	生産施設・建築物	740
	その他	0
	用地費	0

2 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例による区域区分
(該当する地域に○印をつけてください。)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域	
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域(以下「対象区域」という。)	○

3 新設(変更)の内容

(各施設の単位を標準にして該当するものに✓をつけてください。)

敷地	☐ 新設	☐ 増	☐ 減
生産施設	☒ 新設	☐ 増設(築)	☐ 改築(☐ 全部・ ☐ 一部) ☐ 撤去(☐ 全部・ ☒ 一部)
緑地	☐ 新設	☒ 増設	☐ 配置換え ☐ 撤去(☐ 全部・ ☒ 一部)
緑地以外の環境施設	☒ 新設	☐ 増設	☐ 配置換え ☐ 撤去(☐ 全部・ ☐ 一部)

4 新設(変更)の趣旨説明

(1)理由

弊社は近年、受注が増加傾向にあるが、今後更なる増加が予想される顧客要望に応えるため、新たに第3工場を新設するとともに、ボイラー棟の一部撤去の新設を行う。また、第3工場の新設に伴い、緑地の一部が減少となるため、代わりに緑地の増設、並びに緑地以外の環境施設の新設を行う。

(2)変更内容

単位: m²

	変更前	変更後	増加	減少
生産施設	7,042	8,005	+973	△ 10
緑地	3,172	3,305	+184	△ 51
緑地以外の環境施設	596	630	+34	0
敷地面積	22,156	22,156	0	0
建築面積	8,562	9,525	+973	△ 10

(1) 4 新設(変更)の趣旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地以外の環境施設の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。

(2) 標題の内、「新設(変更)」については、届出内容に応じ、該当する文字を○で囲むこと。

(3) 工場案内等の会社概要説明書があれば添付してください。

(4) 3新設(変更)の内容について、詳細は下記のとおりです。

<敷地>

増減がともにある場合は、両方に✓をつけてください。

<生産施設>

全体的に捉えるのではなく、施設番号(セー1等)が付けられた生産施設個々について捉えてください。

新設	セー1等の番号を新しく付けて、生産施設を設置すること。
増設(築)	現在ある生産施設に増設(築)を行うこと。 (セー1等の番号はそのまま面積のみが増加する場合)
改築(全部)	工場建屋等の全面的スクラップアンドビルド。 (セー1等の番号はそのまま)
改築(一部)	工場建屋等の一部のスクラップアンドビルド。 (セー1等の番号はそのまま)
撤去(全部)	工場建屋等の全面的撤去(セー1等の番号がなくなる)
撤去(一部)	工場建屋等の一部撤去 (セー1等の番号はそのまま面積のみが減少する場合)

<緑地、緑地以外の環境施設>

考え方は生産施設と同じで、番号が付けられた緑地(緑地以外の環境施設)個々について捉えてください。

新設	リー1等の番号を新しく付けて、生産施設を設置すること。
増設(築)	現在ある緑地に増設を行うこと。 (リー1等の番号はそのまま面積のみが増加する場合)
配置換え	現在ある緑地の区画をそのまま別の所に移設すること。 (リー1等の番号、面積ともに変わらない場合)
撤去(全部)	現在ある緑地の区画を全部撤去すること。 (リー1等の番号がなくなる)
撤去(一部)	を現在ある緑地の区画の一部撤去すること。 (リー1等の番号はそのまま面積のみが減少する場合)

(5) 変更内容の増減欄は、変更前面積と変更後面積の差し引きではなく、増減を別々に記載してください。

(↑+○○、△●●)と増加分、減少分をそれぞれ記入)

様式4

事業概要説明書

1	生産開始の日		(操業開始の日)				
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名	生産能力		生産数量			
3	水源別工業用水使用量 計 (単位:トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	回収水	海水	その他
4	電力使用量 計 (単位:KWH/日)						
	買電による電力使用量		自家発電による電力使用量				
5	従業員数 計 (単位:人)						
	職員	工員		計			

備考

- 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ、通常用いる単位で記載してください。
(例:トン/日、m³/月 など)
- 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4を用いてください。

1	生産開始の日	(昭和62年4月20日)	(操業開始の日)	令和4年3月30日			
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名		生産能力	生産数量			
	チーズケーキ		30,000個／日	25,000個／日			
	アップルパイ		12,000個／日	10,000個／日			
	アンパン		27,000個／日	22,000個／日			
3	水源別工業用水使用量 計			200	(単位:トン／日)		
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	回収水	海水	その他
	200						
4	電力使用量 計			1,100	(単位:KWH／日)		
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	1,100						
5	従業員数 計			242	(単位:人)		
	職員		工員	計			
	59		183	242			

備考

- 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ、通常用いる単位で記載してください。
(例:トン／日、 m^3 ／月 など)
- 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4を用いてください。

様式5

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

縮尺

1/

※ 主要施設の配置図は、備考1～6に沿って作成してください。
別紙に添付していただくことも可能です。

備考

- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。
- 2 その他の主要施設には、貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、様式1又は2、3の別紙1及び2に記載した施設番号を付記してください。

施設の名称	着色(色彩)
生産施設	青
緑地	緑
様式1又は2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対象できるように明示してください。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載してください。
図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては1/500ないし、1/1000、100ha以上500ha未満の工場等にあつては、1/1000ないし1/2000、500ha以上の工場にあつては1/2000ないし1/2000程度で提出してください。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規模及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

様式6

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積		m ²	うち自己所有地		m ²
区域区分		☐ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域 ☐ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域			
特定工場用地利用状況説図			縮尺 1/		

※ 別紙にて添付いただくことも可能。

備考

- 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地等の別を記入してください。
- 3 特定工場用地利用説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地等の利用状況を明示してください。

特定工場敷地面積	22,156㎡	うち自己所有地	22,156㎡
区域区分	☐ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域 ☒ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域		
特定工場用地利用状況説図		縮尺	1/
別紙のとおり			

※ 別紙にて添付いただくことも可能。

備考

- 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地等の別を記入してください。
- 3 特定工場用地利用説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地等の利用状況を明示してください。

様式7

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	年 月		工事の日程										
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成(埋立工事)													
生産施設設置工事													
施設の名称 施設番号													
例) 第3工場 セー4													
環境施設・緑地の設置工事													
施設の名称 施設番号													
例) 敷地西側 リー6													
その他の主要施設の設置工事													

備考

- 1 工事の日程欄には、工事の種類ごとに工事の期間を↔で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始日も工事の日程欄に併せて明記してください。
また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称及び番号を記載してください。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合에만当該施設の種類の欄に明記してください。
- 4 変更の場合には、変更に係る施設について記載してください。

年 月 工事の種類		工事の日程												
		年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	
造成(埋立工事)		R3年 6月	R3年 7月	R3年 8月	R3年 9月	R3年 10月	R3年 11月	R3年 12月	R4年 1月	R4年 2月	R4年 3月	R4年 4月	R4年 5月	
生産施設設置工事														
施設の名称	施設番号													
第3工場	セー4	6/30									3/5	3/30	稼働	
環境施設・緑地の設置工事														
施設の名称	施設番号	6/10	一部撤去・増設											
第2工場北側	リー4				9/5									
敷地西側	リー6	7/1	増設			9/30								
噴水	カ-2	7/1	新設		8/15									
その他の主要施設の設置工事														

備考

- 工事の日程欄には、工事の種類ごとに工事の期間を↔で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始日も工事の日程欄に併せて明記してください。
また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
- 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称及び番号を記載してください。
- 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記してください。
- 変更の場合には、変更に係る施設について記載してください。

様式8

氏名(名称、住所)変更届出書

年 月 日

築上町長 新川 久三 様

【 届 出 者 】

法 人 名

法 人 の 所 在 地

代表者役職・氏名

担当者部署・氏名

連 絡 先

氏名(名称、住所)に変更があったので、工業立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年	月 日
備 考		

様式9

特定工場承継届出書

年 月 日

築上町長 新川 久三 様

【 届 出 者 】

法 人 名

法 人 の 所 在 地

代表者役職・氏名

担当者部署・氏名

連 絡 先

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名又は名称	(承継前の工場の名称)
	住所	
特定工場の設置の場所		
承継年月日	年	月 日
承継の原因	(合併、売買等)	
備 考		

様式10

特定工場廃止届出書

年 月 日

築上町長 新川 久三 様

【 届 出 者 】

法 人 名

法 人 の 所 在 地

代表者役職・氏名

担当者部署・氏名

連 絡 先

特定工場を廃止するので、次のとおり届け出ます。

特定工場の設置の場所		
廃止の理由		(移転、閉鎖等)
移転による廃止の場合における新工場の概要	所在地	
	規 模	
廃止に係る特定工場の概要	主要製品	
	敷地面積	
	建築面積	
	生産施設面積	
	従業員数	
	廃止に伴う従業員の配置先等	
跡地の処分方法		
廃止(予定)年月日		年 月 日
備 考		

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積(㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前(㎡)	変更後(㎡)	
生産施設の面積の合計				

備考

- 1 施設番号欄には、「セー1」からはじまる一連番号を記載すること。
ただし、法第8条第1項の規定による変更の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面欄を変更前と変更後に区分し、その健康に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」を記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計欄は、変更届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

生産施設の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積(m ²)
		変更前(m ²)	変更後(m ²)	
第1工場	セ-1	3,340	3,340	0
第2工場	セ-2	3,152	3,152	0
ボーラー棟	セ-3	550	560	+20 △10
第3工場	セ-4	なし	953	+953
			小数点以下切捨て	
生産施設の面積の合計				

備考

- 施設番号欄には、「セー1」からはじまる一連番号を記載すること。
ただし、法第8条第1項の規定による変更の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その健康に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」を記載すること。
- 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
- 生産施設の面積の合計欄は、変更届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地(様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を除く。)の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積
		変更前	変更後	
A 緑地面積(様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を除く。)の合計				
様式1又は2備考2で区別することとされた緑地面積	施設番号	面積(m ²)		増減面積
		変更前	変更後	
B 様式1又は2備考2で区別することとされた緑地面積の合計				
緑地面積の合計(A+B)				
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積
		変更前	変更後	
C 緑地以外の環境施設の面積の合計				
環境施設の合計(A+B+C)				

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	

備考

- 1 緑地の名称欄には、区画ごとに緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは緑地(様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を除く)にあつては「リー1」と、様式1又は2で区別することとされた緑地にあつては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

記載例

1 緑地及び環境施設の面積

小数点以下切捨て

緑地(様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を除く。)の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積
		変更前	変更後	
別紙2-1のとおり				
A 緑地面積(様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を除く。)の合計		2,822	2,955	+184 △51
様式1又は2備考2で区別することとされた緑地面積	施設番号	面積(m ²)		増減面積
		変更前	変更後	
芝生 第1工場屋上	ジ-1	350	350	
B 様式1又は2備考2で区別することとされた緑地面積の合計		350	350	
緑地面積の合計(A+B)		3,172	3,305	+184 △51
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積
		変更前	変更後	
別紙2-2のとおり				
C 緑地以外の環境施設の面積の合計		596	630	+34
環境施設の合計(A+B+C)		3,768	3,935	+218 △51

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1、リ-2の一部、リ-5、カ-1
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	1,532m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	工場敷地の東側及び北側には、商業施設等が立地しているため、環境施設は極力施設周辺部に配置するようにしている。

備考

- 緑地の名称欄には、区画ごとに緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セ-1」とあるのは緑地(様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を除く)にあつては「リ-1」と、様式1又は2で区別することとされた緑地にあつては「ジ-1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カ-1」と読み替えるものとする。

別紙2-1

特定工場における緑地面積及び配置明細表

緑地の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前(m ²)	変更後(m ²)	
合計				

※ 別紙2に記載できない場合は、この用紙を使用してください。

※ 通常の緑地と、様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を分けて記載してください。

緑地の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前(m ²)	変更後(m ²)	
低木地 正面東側	リ-1	568	568	0
樹林地 敷地北側周辺部	リ-2	665	665	0
芝生・低木 ボイラー棟周辺部	リ-3	842	842	0
芝生 第2工場北側	リ-4	423	382	+10 △51
高木地 敷地南側	リ-5	299	299	0
芝生 敷地西側	リ-6	25	199	+174
			小数点以下切捨て	
合計		2,822	2,955	+184 △51

※ 別紙2に記載できない場合は、この用紙を使用してください。

※ 通常の緑地と、様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を分けて記載してください。

別紙2-2

特定工場における緑地以外の環境施設及び配置明細表

緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前(m ²)	変更後(m ²)	
合計				

※ 別紙2に記載できない場合は、この用紙を使用してください。

※ 通常の緑地と、様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を分けて記載してください。

別紙2-2

特定工場における緑地以外の環境施設及び配置明細表

記載例

緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積(m ²)		増減面積(m ²)
		変更前(m ²)	変更後(m ²)	
グラウンド	カ-1	246	246	0
噴水	カ-2	なし	34	+34
太陽光発電施設	カ-3	350	350	0
			小数点以下切捨て	
合計		596	630	+34

※ 別紙2に記載できない場合は、この用紙を使用してください。

※ 通常の緑地と、様式1又は2備考2で区別することとされた緑地を分けて記載してください。

別添1

準則計算書

【新規】

日本標準 産業分類	中分類業種名	
	細分類番号	
別紙参照	γ	

	単一業種	複数業種
	計算式【小数点以下切捨て】	計算式【小数点以下切捨て】
1 生産施設	$P \leq \gamma S$ P:生産施設面積 S:敷地面積	$\sum_{i=1}^n p_i / \gamma_i \leq S$ P:生産施設面積(例:P1 1つめの業種の生産施設面積) γ:敷地面積に対する生産施設の面積の割合 n:業種の種類 S:敷地面積
2 緑地	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域
	計算式【小数点以下切り上げ】 $G \geq 0.2S$ G:緑地面積	計算式【小数点以下切り上げ】 $G \geq 0.05S$ G:緑地面積
3 環境施設	計算式【小数点以下切り上げ】 $E \geq 0.25S$ E:環境施設面積	計算式【小数点以下切り上げ】 $E \geq 0.1S$ E:環境施設面積
4 敷地周辺の環境施設の配置	計算式【小数点以下切り上げ】 $E_s \geq 0.15S$ E_s:敷地周辺部の環境施設	計算式【小数点以下切り上げ】 $E_s \geq 0.05S$ E_s:敷地周辺部の環境施設

別添2

準則計算書

【既存工場】

日本標準 産業分類	中分類業種名	
	細分類番号	
別紙参照	γ	
	α	

	単一業種		複数業種	
1 生産 施設	計算式【小数点以下切捨て】		計算式【小数点以下切捨て】	
	$P \leq \gamma (S - P0 / \gamma \alpha) - P1$ P:今回増設する生産施設面積 P1:S49.6.29～現在までに設置した生産施設面積 P0:S49.6.28以前の生産施設面積 S:敷地面積 γ:敷地面積に対する生産施設の面積の割合 α:業種別既存生産施設用敷地計算係数		$\sum_{i=1}^n \frac{p_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m p_{0i} / \gamma_i \alpha_i$ P:今回増設する生産施設面積(例:P1 1つめ生産施設) P0:S49.6.28以前の生産施設面積(例:P01、P02・・・) S:敷地面積 γ:敷地面積に対する生産施設の面積の割合 α:業種別既存生産施設用敷地計算係数	
2 緑 地	計算式【小数点以下切り上げ】		計算式【小数点以下切り上げ】	
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域
	$G \geq P / \gamma (0.2 - G0 / S)$ G:今回設置する緑地面積 G0:今回届出までに設置している緑地面積	$G \geq P / \gamma (0.05 - G0 / S)$	$G \geq \sum_{i=1}^n p_i / \gamma_i (0.2 - \frac{G0}{S})$	$G \geq \sum_{i=1}^n p_i / \gamma_i (0.05 - \frac{G0}{S})$
3 環 境 施 設	$E \geq P / \gamma (0.25 - E0 / S)$ E:今回設置する環境施設面積 E0:今回届出までに設置している環境施設		$E \geq \sum_{i=1}^n p_i / \gamma_i (0.25 - \frac{G0}{S})$ E:今回設置する環境施設面積 E0:今回届出までに設置している環境施設	

別添3

業種別生産施設面積整理表

※生産施設面積率(γ)が異なる2以上の業種に属する場合のみ作成してください。

[illegible]

別添4

準則計算推移表

会社工場名									
所在地		〒							
連絡先		TEL							
担当者				代表業種名					
中分類業種名									
細分類									
γ i									
α i									
届出回数	整理番号	業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積		備考
	受理年月日		当該変更面積	変更後面積	当該変更面積	変更後面積	当該変更面積	変更後面積	
	敷地面積								
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

業種別生産施設面積率(γ)一覧表

業種の区分		生産施設 面積率
第1種	・化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	・伸鉄業	40%
第3種	・窯業、土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器、同関連製品製造業、 ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45%
第4種	・鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	・でんぷん製造業 ・冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	・石油製品、石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油、グリース製造業 (石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く) 及び高炉による製鉄業	60%
第7種	・その他の製造業 ・ガス供給業及び熱供給業	65%

業種別既存生産施設用敷地計算係数(α)一覧表

業種区分		既存生産施設用 敷地計算係数
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業 熱供給業	1.2
2	化学調味料製造業 砂糖製造業 酒類製造業(清酒製造業を除く) 動植物油脂製造業 でんぷん製造業 製材業・木製品製造業 造作材、合板、建築用組立材料製造業 パルプ製造業 紙製造業 加工紙製造業 化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く)ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原製造業を除く)を除く) 石油製品、石炭製品製造業(コークス製造業を除く) タイヤ・チューブ製造業 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器、同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く) 高炉によらない製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 熱間圧延業 冷間圧延業 冷間ロール成型形鋼製造業 鋼管製造業 伸鉄業 鉄素形材製造業(可鍛铸铁製造業を除く) 非鉄金属第2製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を除く) 非鉄金属・同合金圧延業 非鉄金属鋳物製造業 鉄骨製造業 建設用金属製品製造業 蓄電池製造業 自動車製造業 自動車車体、付随車製造業 鉄道車両製造業 船舶製造、修理業(長さ250m以上の船台又はドックを有するものに限る) 航空機製造業 航空機用原動機製造業 産業用運搬車両製造業 武器製造業 電気供給業 ガス供給業	1.3
3	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く) コークス製造業 板ガラス製造業 生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く) はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具、消火装置製造業、弁・同附属製品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部品製造修理業(注文製造・修理)を除く) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具、配線附属品製造業を除く) 産業用電気機械器具製造業 船用機関製造業	1.4
4	ソーダ工業 セメント工業 高炉による製鉄業 非鉄金属第一製錬・精製業	1.5